

# 高額医療・高額介護合算制度のお知らせ

高額医療・高額介護合算制度とは、1年間の医療費と介護サービス利用料の自己負担額が高額になった方の負担を軽減することを目的とした制度です。医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象となります。

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの世帯の自己負担合計額（高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額を差し引いた額）が、下表の自己負担限度額を超えた場合に、その超える部分が支給されます。

ただし、同一世帯であっても、同じ医療保険に加入していない方の自己負担額を合算することはできません。

また、食事代や居住費などは含みません。

## ◆自己負担限度額

### 国民健康保険

70歳未満	限度額
所得 <sup>(※)</sup> 901万円超	212万円
所得600万円超901万円以下	141万円
所得210万円超600万円以下	67万円
所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳～74歳		限度額
現役並み所得者（上位所得者）		67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

※所得＝基礎控除後の総所得金額

### 後期高齢者医療制度

		限度額
現役並み所得者（上位所得者）		67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円



## ◆申請手続き

### 国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者

支給の対象となる方には、申請手続きのご案内を郵送します。

ただし、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの間に、他市町村から転入された方がいる場合や、加入者が亡くなられた場合などには、申請手続きのご案内が郵送できない場合もありますので、支給の対象になると思われる方は、市役所市民生活課までお問い合わせください。

### 他の健康保険制度（協会けんぽなど）加入者

申請はご加入の医療保険となりますが、介護サービス利用料の自己負担額証明書が必要となりますので、市役所高齢福祉課までお問い合わせください。

## ◆お問い合わせ

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者

市役所市民生活課 国民健康保険係・年金係 ☎63-5112

他の健康保険制度加入者

市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎63-3790